

誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター十勝牧場長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話番号

令和 年 月 日付け提案書に基づく馬精液の配布を受けるにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 公募時に示された、公募参加心得書、公募説明書及び提出した提案書に記載した事項を遵守します。
- 2 馬精液の代金を、現金または納付書により納付期限までに指定の振込先に納付します。
- 3 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を貴職の請求により延滞金として納付します。ただし、納付遅延が、天災地変等やむを得ない理由による場合は免除されるよう願います。
- 4 延滞金の端数金額を計算する場合は、家畜改良センターの規程より算出された額を納付します。
- 5 当該馬精液の引渡に要する費用（運送代、代金引換手数料、振込手数料、書類郵便代金等）は、負担します。
- 6 本配布契約において、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部につ

いて解除をされても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがあっても、異議は申し立てません。

- (1) 貴職の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
- (2) 天災その他、当方の責に帰することのできない理由により解約を申し出て、貴職が承認したとき
- (3) 当方がこの契約に違反し、または正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
- (4) この契約の履行にあたり、当方または当方の使用人等に不正の行為があったとき
- (5) 当方が破産の宣告を受けた場合または、そのおそれがあると認められるとき
- (6) 当方から契約の解除を申し出たとき

7 前項第1号の配布の取りやめ又は延期による場合、又は第2号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金の納付を免除されるよう承認願います。

8 第6項第3号から第6号までの理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴職の請求により納付いたします。

9 第6項第6号の当方の契約解除の申し出が、貴職の配布決定後であり、かつ馬精液の受領前であった場合においては、馬精液の生産に係る損害を賠償します。

10 当該馬精液の配布にかかる輸送中の事故については、貴職に対し損害賠償の請求は行いません。

11 当該馬精液の引き取り後において、かしがあることを発見した場合においても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除を行いません。

12 当該馬精液について、精液採取種雄馬が種畜検査に係る疾病及びその他の伝染性の疾病が、本契約による引き渡し時以降に発生または発見された場合においても、瑕疵担保責任その他何らの名目をもって損害賠償の請求をしません。